

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB110001	財務省	贈与税の支払(納付)代行業務	国税通則法第34条 国税通則法第41条 相続税法第38条	<p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、同条により電子納税の利用が可能となっている。</p> <p>なお、国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)は、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めており、当該第三者が納税者の国税を納付した場合、その効果はすべて納税者に帰属する。</p> <p>国税通則法第34条及び第41条に従ってクレジットカード会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。</p> <p>相続税法第38条の規定は、延納の許可に関する規定であり、その納付方法については国税通則法の規定が適用される。</p>	納税者のために第三者納付することについて(クレジットカード会社が金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等が前提) d: 現行制度下で対応可能(条件付)	クレジットカード会社が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等が前提) d: 現行制度下で対応可能(条件付)	<p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているが、これは、公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、その国税の収納を行う税務署の職員又は日本銀行法等に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店)及び蔵入代理店を含む。)にこれを取り扱わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適当ではない。</p> <p>ただし、制度の現状に記したとおり、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではない。</p> <p>なお、インターネットを利用した納付は現在ペイジーを利用した電子納税である。このシステムの利用が可能であれば、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないが、この利用を可能とするためには、金融機関等において、第三者がペイジーを利用するための納付システムを整備する必要がある。</p>	<p>国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能である。加えて平成16年からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。</p> <p>第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。</p> <p>金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図る観点から、手数料等を国が負担することは適当ではない。</p>	以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。	<p>納税者のために第三者納付することについて(クレジットカード会社が金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等が前提) d: 現行制度下で対応可能(条件付)</p>	<p>クレジットカード会社が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等が前提) d: 現行制度下で対応可能(条件付)</p>	<p>ペイジーを利用した贈与税の納付(電子納税)については、平成16年3月に導入され、平成16年6月から全国で利用が可能となっている。ただし、ペイジーを利用した電子納税によって第三者納付を行う仕組みはない。</p> <p>クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないことは措置の概要にも記したとおりであるが、ペイジーを利用した第三者納付を可能とするためには、金融機関等を含めたシステム開発が必要である。</p> <p>なお、電子納税が可能となったことで、クレジットカードによる納付が市場化テストの対象事業から除外されることにはならないが、そもそもクレジットカードによる納付を可能とすることは、納付手段の多様化を進めるものであり、市場化テストの対象とすべきものではない。</p>
zB110001	財務省	所得税の支払(納付)代行業務	国税通則法第34条 国税通則法第41条	<p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、同条により電子納税の利用及び国税通則法第34条の2により振替納税が利用可能となっている。</p> <p>なお、国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)は、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めており、当該第三者が納税者の国税を納付した場合、その効果はすべて納税者に帰属する。</p> <p>国税通則法第34条及び第41条に従ってクレジットカード会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。</p>	納税者のために第三者納付することについて(クレジットカード会社が金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等が前提) d: 現行制度下で対応可能(条件付)	クレジットカード会社が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等が前提) d: 現行制度下で対応可能(条件付)	<p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているが、これは、公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、その国税の収納を行う税務署の職員又は日本銀行法等に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店)及び蔵入代理店を含む。)にこれを取り扱わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適当ではない。</p> <p>ただし、制度の現状に記したとおり、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではない。</p> <p>なお、インターネットを利用した納付は現在ペイジーを利用した電子納税である。このシステムの利用が可能であれば、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないが、この利用を可能とするためには、金融機関等において、第三者がペイジーを利用するための納付システムを整備する必要がある。</p>	<p>国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能であり、また、クレジットカードの利用が見込まれる個人に関しては、既に振替納税制度が7~8割の割合で利用されている。加えて平成16年からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。</p> <p>第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。</p> <p>金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図る観点から、手数料等を国が負担することは適当ではない。</p>	以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。	<p>納税者のために第三者納付することについて(クレジットカード会社が金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等が前提) d: 現行制度下で対応可能(条件付)</p>	<p>クレジットカード会社が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等が前提) d: 現行制度下で対応可能(条件付)</p>	<p>ペイジーを利用した所得税の納付(電子納税)については、平成16年3月に導入され、平成16年6月から全国で利用が可能となっている。ただし、ペイジーを利用した電子納税によって第三者納付を行う仕組みはない。</p> <p>ペイジーを利用した第三者納付を可能とするためには、金融機関等を含めたシステム開発が必要であるが、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないことは措置の概要にも記したとおりである。なお、クレジットカードによる納付を可能とすることは、納付手段の多様化を進めることであり、市場化テストすべきものではない。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110001	財務省	贈与税の支払(納付)代行業務	5078	5078B006	1	1	株式会社ゼロ	6	贈与税の支払(納付)代行業務	贈与税のクレジットカード決済での支払の許可	贈与税は税務署、金融機関や郵便局の窓口で現金一括支払いが原則であるが、一度に多額の納税をすることが難しい場合もあり、5年以内の年賦により納税する延納という方法もある。しかし条件である担保の提供ができない場合もあり、分割払も選択できるクレジットカード決済での支払代行を行ないたい。利用者の負担を軽減し収納の確実性も増すと考える。	国税庁のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・納税通知書による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。納税通知書にコードを割り振ることで紐付けが可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。		
zB110001	財務省	所得税の支払(納付)代行業務	5078	5078B007	1	1	株式会社ゼロ	7	所得税の支払(納付)代行業務	所得税のクレジットカード決済での支払の許可	国税電子申告・納税システム(e-Tax)利用時の所得税納付方法はインターネットバンキングが認められているが、オンラインのクレジットカード決済を導入することで支払手段が増えサービスの向上につながる。また、分割払や一括払い等の支払い方法を選択できることで負担を軽減することができる。	国税電子申告・納税システム(e-Tax)上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。税務署から割り振られる利用者識別番号、暗証番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の概要	措置の内容	措置の概要(対応策)
zB110002	財務省、国土交通省	ESCO事業導入における随意契約における財務大臣との包括協議に関する要望	会計法第29条の6、予算決算及び会計令第91条、第102条の4	<p>・会計法第29条の6第2項により、価格及びその他の条件を評価する総合評価落札方式が可能とされており、同方式による場合には予算決算及び会計令第91条第2項により、各省各庁の長が財務大臣に協議することされている。</p> <p>・公募型プロポーザル方式は、総合評価方式と類似しており、事業者から提案、見積もり等を提出させ、評価委員会などの評価を通じて契約の相手方を決定する随意契約。なお、同方式による随意契約については、財務大臣協議は必要とされていない。</p> <p>・総合評価落札方式については、PFI事業に係る協議のほか、既に公共工事等多数の包括協議が整っているところ。</p>	d, e	-	<p>ESCO事業に係る総合評価落札方式の包括協議については、発注官庁において、どのような項目を、どのように評価するのが合理的であるか、未だ検討段階にあるため、今後、ESCO事業の入札に係る協議の実績を踏まえ、適切に対処していくこととした。</p> <p>なお、総合評価落札方式は、公募型プロポーザル方式と同様に、価格のみならず、提案の内容についても評価を行うものであるが、同方式については、あらかじめ評価項目及び評価方法を明確にして競争が行われることから、透明性が高く、公正な競争が確保されているもの。</p>		<p>要望者の以下の意見を踏まえ再検討願いたい。 「財務省との協議は、発注官庁である国土交通省から申し込み問題ではないかと思えます。国土交通省としてこの問題に対して前向きに検討して頂きたいと考えています。」</p>	d, e	-	<p>財務省としても、調達官庁において説明責任を果たすことが可能な適切な評価方法について検討されていると承知しており、協議があれば適切に対応したい。</p>
zB110003	全省庁	府省における官房基幹業務	-	<p>提案に挙げられている業務については、制度上、民間事業者の参入を阻害するような特段の規制はない。</p>	d	-	<p>情報管理等を考慮した上で、可能なものから民間委託を推進していくことから、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施をする必要はないと考える。</p>		<p>HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。</p>	d	-	<p>情報管理等を考慮した上で、可能なものから民間委託を推進していく。したがって、民間委託可能なものについては、市場化テストを実施するまでもなく、実施主体は民間事業者が選定されることとなる。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110002	財務省、国土 交通省	ESCO事業導入における随意契約にお ける財務大臣との包括協議に関する要 望	5036	5036B003	1	1	ESCO推進協議会	3	ESCO事業導入における随意契約における 財務大臣との包括協議に関する要望	総合評価一般競争入札であれ、公募型プ ロポーザル、随意契約方式であれ、随意 契約を行うには、「予決令」第102条の 4により財務大臣との協議が必要にな る。PFI事業においてはこの包括協議が 整っている(財計第1584号(平成14年5月 23日 財務大臣 塩川正十郎)「民間資 金等の活用による建築物及びその附帯施 設の整備等事業に関する入札に係る総合 評価落札方式について」(通知))こと から、ESCO事業においても包括協議を整 え、手続きの簡略化を図ることで、事業 の普及拡大を図る必要がある。	ESCO事業調達を行う際には、プロポーザ ル方式による競合コンペが最も望ましい が、これを経た入札であっても現行制度 では随意契約と解釈される。 そもそも、実質的には随意契約とはい えないことから、プロポーザル方式によ る入札制度を構築することが望ましいが、 随意契約については財務大臣との協議を 行うことが認められていることから、国 の施設での省エネルギーを推進するた めに、ESCO事業の入札を効率的に実施す ることを目的に、財務大臣との包括協議 を整えることを要望する。	ESCO事業においては総合評価一般競争入 札が現実的ではないこと、評価方法とし ての除算法が適切な評価方法にはなら ないことから、新たな条件(公募型プロ ポーザル方式及び、加算法による総合評 価等)を前提とした「予決令」第102条の 4にもとづく財務大臣との包括協議を整 える必要がある。	PFI事業における財務大臣との包括協議で は、総合評価を行う方法として以下の条 件が規定されている。 入札価格が予定価格の範囲内にあるこ と 評価項目を必須項目とそれ以外に区分 する 必須項目における最低限の要求条件を 満たすものに基礎点を与え、最低要求水 準を超える部分は評価に応じて得点を与 える 必須項目以外は評価に応じた得点を与 える 得点配分は必要度・重要度に応じて定 める 補償費による支出、収入の減額は得点 評価ではなく、入札価格に加算する 総合評価は、入札者の申込みに係る事 業計画事項の各評価項目の得点の合計を 当該入札者の入札価格(補償費等の支出 額等を評価する場合においては、入札価 格にその費用を加算した価格。)で除し て得た数値をもって行う(いわゆる除算 法) (財計第1584号(平成14年5月23日 財務 大臣 塩川正十郎)「民間資金等の活用 による建築物及びその附帯施設の整備等 事業に関する入札に係る総合評価落札方 式について」(通知)) 特に、ESCO事業をPFIで行う場合にはこの 通達どおり総合評価一般競争入札で除算 法を用いることになることから、ESCO事 業の導入に関する新たな包括協議を整 える必要がある。	添付資料「国 の施設へのESCO 事業導入に関す る要望書」ESCO 推進協議会 (2005年3月30 日)参照
zB110003	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	7	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調 達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、 旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、 以下官房基幹業務という)を「市場化テ スト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定) に基づき「物品調達、物品管理、謝金・ 諸手当、補助金及び旅費の各業務・シス テム最適化計画」が各府省CIO連絡会議に て決定され、2004年9月に発表されてい る。同最適化計画においては、「職員に よる判断を必要としない業務について は、積極的に外部委託を図る」との方針 が示されているが、外部委託化の対象範 囲や時期に関しては、各府省の判断に委 ねられているとも考えられる。外部委託 対象範囲の決定の段階から「市場化テ スト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競 争させることが、業務の質の向上と費用 の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が 実施される場合、各府省職員による判断 を必要としない全ての業務を民間が受託 することが可能であると考えられる。府省共 通の情報システムが開発されることか ら、各府省での業務の標準化はその前提 であると想定され、「官房基幹業務サー ビスセンター」に府省共通業務の集約を 図ることにより、業務効率の向上が見込 まれるものと考えられる。	特になし	性能発注方式 による入札条件 の設定 サービスの質 を評価する総合 評価基準の採用 リスクが適切 に発注者・受託 者に配分される こと 対象業務が細 分化されず十分 な規模と期間を 持つこと 各府省の業務 の標準化が十分 に行なわれ一括 して受託が可能 であること

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分 置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概 要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110004	財務省	助成金交付先決定を除く(基金運用と、公園管理業務)	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法 第3条 第10条	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が日本万国博覧会の跡地を継いで包まれた文化公園として整備・運営するとともに、日本万国博覧会記念基金を管理・運用し、助成金を交付している。 [措置の概要] 下記のような事業の特殊性等から、独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「万博機構」という。)でなければ、継いで包まれた文化公園として整備し、運営すること及び基金を管理・運用し、助成金を交付することはできないため、民間開放及び市場化テストの対象とするのは不適当。 また、国の関与を最小限とした独立行政法人により事業を運営しているため、国において市場化テストを行うための作業を行うことは不可能。 なお、要望のあった内容については具体的な内容が不明であるため、コメントをすることは困難であるが、不適当な理由を示す以下のとおり。 1.(公園事業を民間に開放することができない理由) 通常の公園と考えられる公園事業とは違い、自然文化園では世界でも稀な自然の森再生という事業を京都大学等と共同研究中であり、このような取組みは、万博機構が長年の経験とノウハウを有することから適切な実施が可能となっているので、民間では共同研究が適切に継続できず、当該事業が達成不可能になる。 また、「通常の公園事業」と「自然の森再生事業」の双方を満足させることは民間では不可能であり、万博機構が公園全体を一体として管理する必要がある。 万博機構の公園業務については、自然の森再生という特殊性のほか、そのスケールの大きさ等から既に民間業者が社との間で委託契約を結んでいるように、委託する必要がある業務が多岐にわたっているという特殊性がある。 このため、仮に民間開放により受け手となった民間が倒産等により中途で業務を継続できない事態となった場合には、これだけ多くの業務を兼ねる新たな包括的委託先又は個別の契約毎の委託先を改めて公募・選定・契約しなければならなくなるが、そのためには相当の期間を要することから、その間、取水等の跡地管理が中断することで、公園の維持・保全に支障が生じるだけでなく、公園全体の機能麻痺から休園を余儀なくされる。(公園内に銘木と稀少生物などが存在しているため、万全の管理体制が必要である。) (「措置の概要(対応策)」欄へ続く)	c	(「制度の現状」欄からの続き) 2(基金の運用業務を民間に開放することができない理由) 日本万国博覧会記念基金(以下「万博基金」という。)は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法(以下「万博機構法」という。)において、万博基金の管理・運用を行うことが義務付けられており、万博基金が国家的事業として行われた日本万国博覧会の剰余金を原資とした国民共有の財産といふべきものであることから、その安全・確実な管理・運用が厳格に求められている。 そのため、具体的な運用対象は、独立行政法人通則法及び万博機構法の規定に基づき、国債、地方債、政府保証債等の有価証券、預金、元本補てん契約のある金銭債権等に限定されている。 このように万博基金の管理・運用業務の遂行に当たっては、厳し(安全・確実な運用が義務付けられているので、民間のノウハウを駆って投資利益を追求しうる余地はほとんどなく、当該業務を委託するまで民間に委託することにはなじまず、万博基金について最終的な責任を有する万博機構において運営を行うことが適当である。 なお、万博機構は、わずか5名の職員で基金に関する業務を効率的に行っており、仮に一部の業務を民間に委託した場合にも、管理が適切に行われ、法令に基づいた運用とされているとどこかを確保するための事務が発生し、万博機構の事務の効率化につながる。 (「その他」欄へ続く)	(「措置の概要」欄からの続き) 3(基金の助成金の交付業務を民間に開放することができない理由) 万博基金の助成金の交付業務については、万博機構法において、万博基金の運用利益の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動等に必要経費に充てるための助成金を交付することが義務付けられている。万博基金は、基金設立時(昭和46年度)から現在(平成17年度)までに国内外の1,642事業に対し、約174億円の助成(予定分を含む)を行っている。これらの助成対象となる事業は、公益的な事業に限定されている。助成金の交付業務は、申請受付業務、助成対象決定業務、実施調査業務等から構成されているが、申請受付業務を除いた業務については、助成対象決定業務同様、万博機構法で定められた助成の目的に合致しているかの観点から行う必要があるほか、より有効に万博基金を活用することが常に求められていることから、実施調査の結果を踏まえ、今後の基金の活用方法を検討する必要があるなど、これらの業務は一体的に行うことが不可欠である。 また、仮に、交付業務を民間に委託した場合には、民間委託先に対する十分な審査・検査等を行うために相当の体制が必要となることから、万博機構等事務の効率化につながる見込みが、申請受付業務については、業務量が小さく、業務の効率性及び費用対効果の観点から、民間委託を行うメリットはない。 4(公園事業と基金事業を一体的に行うことが必要理由) 万博機構は、国からの財政支援を受け「独立型単位の措置を行うこととしているが、万博機構においても基金の運用利益の一部を公園事業に振り入れられているところである。公園事業及び基金事業は、博覧会終了後より行われ、現在に至っているが、昭和46年に開かれた日本万国博覧会の成功を記念するという観点から、長年の経験とノウハウを活用して両事業を一体的に行うことが不可欠であり、このため、万博機構の前身である日本万国博覧会記念協会から、両事業を引き継いだ万博機構が自らの責任の下、自主的に経営判断による業務運営を行うことが適当である。	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	c: 対応不可	法律上の手当てを必要とするもの	前回、回答したとおり、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が行っている公園事業及び基金事業が、「市場化テスト」になじまないものは、以下のような特殊性等によるものであって、「官側の方が民間事業者より優れているから」というものではない。 1 通常の公園事業と異なり、「自然の森再生事業」を京都大学等と共同研究中であり、万博機構が有する長年の経験とノウハウが不可欠であること。 2 公園事業のスケールの大きさ等から、多岐にわたる業務を多数の民間事業者を活用して、公園全体の機能を継続的に維持しなければならないこと。 3 基金事業は、わずか5名の職員で行っており、しかも、法令上、運用業務は厳格に行うことが求められていることから、民間のノウハウを活用し得る余地は乏しく、むしろ委託費や適正な運用を確認するための要員が必要となり、非効率を招くこと。 4 助成金の交付業務は、申請受付業務、助成対象決定業務、実施調査業務等から構成されているが、申請受付業務を除いた業務については、助成対象決定業務同様、法令上の助成の目的に合致しているかなどを、実施調査によって検証し、今後の交付業務に生かす必要があることから、これら業務が一体不可分であること。
zB110005	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	法規制については、個々の統計調査において回答できる事項ではない。	法人企業業況予測調査を市場化テストの対象とすることは、以下の理由により不適切と考える。 (1)本調査結果は、税収見積りやOE推計などの基礎資料となっており、高い精度の維持が要請されている。 (2)本調査は120万社の母集団を対象とする標本調査であり、標本数は15,000社、その内6,000社(全体の4割)が資本金1億円未満の中小企業となっている。 中小企業の多くは非上場企業で、財務諸表に関して情報開示していないケースが多く、これらの中小企業から秘匿性の高いデータ(売上高、経常利益、設備投資額)について一定の回収率を確保するためには、信頼関係を築いていることが必要である。また、回答内容の審査に当たっては、財務諸表などの専門知識を有していることが必要である。財務局・財務事務所職員はこれら二つの条件を満たしており、統計精度の維持という面から財務局・財務事務所のネットワークを活用することが不可欠である。 加えて、財務局・財務事務所が調査系統になっていることから、企業の合併、倒産等の情報が本調査に迅速に反映されている。 なお、本調査においても民間委託を推進しており、既に予算の約8割を民間委託(調査票の印刷、梱包発送、データ入力等)しているところである。 (3)本調査結果は、それ故政府関係者のみならず、市場関係者からも常に注目されており、マーケットにも影響を与え得る重要な統計である。 このため、たとえ守秘義務を課したとしても、本調査結果を公表前に特定の民間機関が知り得る立場にあること自体不適切と考える。これは、統計公表前の公正な情報管理に対してマーケットや統計ユーザーからの疑念を招く可能性があるためである。 さらに、万一情報が漏れてマーケットに影響が出た場合、市場関係者等に与えた甚大な影響は損害賠償等では取り返しのつかないものとなる。また、情報を利用してマーケット等に影響を与えたとしても、不正の事実を把握することは困難である。 (4)本調査は電子政府の一環としてオンライン化を進めているところであるが、そのためのシステム(FABNET)はセキュリティの観点から今のまま民間利用に供することはできない。なお、もし民間利用に供する場合には、ソフトウェアの改修、民間調査機関と財務省との間の専用線の敷設等追加的なコストが必要となる。	c	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	c	HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	(1)「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計については、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに具体的にとどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段を講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する」とされており、更に、「政府統計の構造改革に向けて、(平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会)においても、「規制改革・民間開放推進3か年計画を踏まえ、速くとも平成18年度に結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる形で試験調査を行ういつ、民間委託に当たった環境整備(民間事業者の選定要件、業務履行状況のモニタリング手法等)についての実証的な検討を行うべきである。」と記述されているところである。このような試験調査の検討結果を待って、結果精度等への影響を実証的に検討することとしたい。 (2)いずれにしても財務省としては、統計の精度及び継続性にいかなる影響を与えるか、調査対象者の信頼なくして正確な統計結果が期待できないことから、無用の不安や疑念を生じさせ、統計の信頼性を損なわないが、調査事項の秘匿性や守秘義務の観点から、個別の調査票に記入された事項や公表前の集計結果を利用して、調査受託者が不当な利益を得たり調査客体が不利益を被る可能性はないが、等様々な懸念があることから、法的な整備を含めそれらの懸念を払拭できる措置を講じることが市場化テスト等の対象とすることの大前提と考える。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110004	財務省	助成金交付先決定を除く基金運用と、公園管理業務	5059	5059B014	1	1	市場化テスト推進協議会	14	助成金交付先決定を除く基金運用と、公園管理業務	当該独立行政法人の業務のうち、助成対象決定の部分を除き市場化テストの対象とされたい。	万博公園管理と有効活用、基金の運用・助成事業が主であり、前者は施設管理として民間でも十分に運営可能であり、後者も助成決定部分を除けば民間により受託可能である。	独立行政法人日本万国博覧会記念機構		
zB110005	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	5068	5068B007	1	2	個人	7	統計調査業務の市場化テスト	統計調査業務の市場化テスト	現在、官が実施している指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務 具体的には以下の統計が想定される (内閣府所轄の承認統計) 企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 (総務省所轄の指定統計) 個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 (経済産業省の指定統計) 商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、 (中小企業庁所轄の承認統計) 企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業・サービス業設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー庁が実施する予定のエネルギー統計など 企業・事業所を被調査先とする統計調査	統計調査業務に市場化テストを実施することにより、以下のような効果実現が図られるものと期待される ・企業・事業所については、調査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速な反映 ・統計データの省庁間相互利用、民間活用への促進(アクセス改善) ・オンライン報告の導入の促進	統計法 第5条や第12条、統計報告調整法第3条等	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110006	財務省	国家公務員共済組合の監査業務	国家公務員共済組合法(昭33年法第128号)第116条,第117条の2 国家公務員共済組合法施行令(昭33年政令第207号)第30条	各省各庁共済組合及び国家公務員共済組合連合会(以下「各共済組合等」)に対する監査は、公的医療保険及び公的年金制度の運営を行う各共済組合等の業務の執行について監督権限を有する財務大臣が、国家公務員共済組合法第116条第3項に基づいて、当該職員に各共済組合等の業務及び財産の状況を監査させるものである。			財務大臣は、各共済組合等が行う公的医療保険事業や公的年金事業の適正かつ円滑な運営を確保する責務を有しており、各共済組合等に対する監査は、監督官庁として財務省が直接行う必要がある。また、具体的監査項目は、事務処理体制の適否、短期経理における被扶養者の認定の適否や公的年金の裁定の適否等、各共済組合等の業務の執行に関するものであり、行政監督的見地から行っているものである。以上のことから、民間開放及び市場化テストのいずれも対応不可能である。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	c		財務大臣は、各共済組合等が行う公的医療保険事業や公的年金事業の適正かつ円滑な運営を確保する責務を有しており、各共済組合等に対する監査は、監督官庁として財務省が直接行う必要がある。また、具体的監査項目は、事務処理体制の適否、短期経理における被扶養者の認定の適否や公的年金の裁定の適否等、各共済組合等の業務の執行に関するものであり、行政監督的見地から行っているものである。以上のことから、民間開放及び市場化テストのいずれも対応不可能である。
zB110007	全省庁	公用車の運転業務受託		公用車の運行管理業務については、財務省行政効率化推進計画(平成17年6月30日改定)に基づき、「職員運転手の退職に伴う補充は原則として行わず、必要な公用車の運転業務は外部委託を推進する。」との取組みを既に実施している。	a		今後も、公用車の運行管理業務については、職員運転手の退職に伴う補充は原則として行わず、必要な公用車の運転業務は外部委託を推進する。		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。	a		今後も、公用車の運行管理業務については、職員運転手の退職に伴う補充は原則として行わず、必要な公用車の運転業務は外部委託を推進する。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望	
zB110006	財務省	国家公務員共済組合の監査業務	5069	5069B006	1	1	個人	6	国家公務員共済組合の監査業務	現在、国家公務員共済組合の健全な運営を図るため、各省庁の共済組合支部、所属所の業務運営、経理について、財務省が実地監査を行い、指導監督を行なっているが、当該監査業務を市場化テストにかけるもの	監査業務については、民間の監査法人が専門的なノウハウや経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため	各省庁の国家公務員共済組合の経理に関する監査業務		調査中	
zB110007	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	7	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス		調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	-	提案に挙げられている業務については、制度上、民間事業者の参入を阻害するような特段の規制はない。	d	-	情報管理等を考慮した上で、可能なものから民間委託を推進していることから、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施をする必要はないと考える。	-	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	d	-	情報管理等を考慮した上で、可能なものから民間委託を推進している。したがって、民間委託可能なものについては、市場化テストを実施するまでもなく、実施主体は民間事業者が選定されることとなる。
zB110009	法務省、財務省	法務省オンライン申請システムの支払(納付)代行業務	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。	-	以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 一部税金(公金)はコンビニエンスストア等で収納可能で、国民(利用者)のニーズも十分ある。同様にオンラインでのクレジットカード決済のニーズも十分あると考えられる。については、日本銀行法、会計法など法律要件に関して問題があれば、利便性の向上もふまえて法律の修正を検討してもらえないか。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であってクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	7	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間に入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB110009	法務省、財務省	法務省オンライン申請システムの支払(納付)代行業務	5078	5078B005	1	2	株式会社ゼロ	5	法務省オンライン申請システムの支払(納付)代行業務	法務省オンラインシステム申請手数料のクレジットカード決済での支払の許可	法務省が行なっているオンライン申請システムを利用した場合、現在の支払手段は、ATMやインターネットバンキングであるが、新たにオンラインでのクレジットカード決済を導入したい。申請システム画面上から支払い画面にリンクさせることで利用者の利便性が増す。また分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで負担を軽減し収納の確実性も増す。	オンライン申請システムのホームページ上でパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。申請者IDおよびパスワードによる個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 (対応策)	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110010	財務省	印紙税の支払(納付)代行業務	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他の種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であえてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。
zB110011	財務省、国土交通省	車検申請時における印紙税の支払(納付)代行業務		公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)第3条の規定により電子情報処理組織を利用する場合は電子納付ができるが、「インターネットバンキング、ATM等」と書かれている。クレジットカードの電子納付のような第三者による立替払いは可能か。また、印紙売り捌き人から印紙を購入する際にクレジットカード払いをすることは禁止していないとのことであるが、現状、取り扱っている例はあるか。ないのであれば導入を見送っている理由は何か。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他の種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であえてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110010	財務省	印紙税の支払(納付)代行業務	5078	5078B008	1	1	株式会社ゼロ	8	印紙税の支払(納付)代行業務	印紙のクレジットカード決済での支払の許可	<p>現行、印紙を購入するには現金払いしか認められていない。新たな支払手段として印紙をオンラインによるクレジットカード決済で支払を行いたい。印紙は課税文書に貼り付けた時点で課税され、印紙の購入自体は税金の支払ではない。しかし印紙分は現金でしか払うことができない。印紙を購入するという考え方でオンラインによるクレジットカード決済を行いたい。分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで負担を軽減し収納の確実性も増す。</p>	<p>国税局のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・識別番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。</p>		
zB110011	財務省、国土 交通省	車検申請時における印紙税の支払(納付)代行業務	5078	5078B009	1	1	株式会社ゼロ	9	車検申請時における印紙税の支払(納付)代行業務	車検申請時における印紙のクレジットカード決済での支払の許可	<p>現行、印紙を購入するには現金払いしか認められおらず、新たな支払手段として印紙をオンラインによるクレジットカード決済で支払を行いたい。印紙は課税文書に貼り付けた時点で課税され、印紙の購入自体は税金の支払ではない。しかし車検時に車検業者に支払いを行なう場合、検査料はクレジットカードが利用できる場合があるが、印紙分は現金でしか払うことができない。印紙を購入するという考え方でオンラインによるクレジットカード決済を行いたい。分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで負担を軽減し収納の確実性も増す。</p>	<p>陸運局のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・ナンバープレートによる個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。</p>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110012	財務省、国土 交通省	自動車重量税の支払(納付)代行業務	国税通則法第34条 国税通則法 第41条 自動車重量税法 第10条の2	<p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、自動車重量税法第10条の2により電子納税の利用が可能となっている。</p> <p>なお、国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)は、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めており、当該第三者が納税者の国税を納付した場合、その効果はすべて納税者に帰属する。</p> <p>国税通則法第34条及び第41条に従ってクレジットカード会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。</p> <p>自動車重量税の納付についても、国税通則法第41条の規定の適用があり、第三者として納付することを妨げるものではない。</p>	c	<p>クレジットカード会社が、現金に納付書を添えて日本銀行又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているが、これは、公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期するため、その国税の収納を行う税務署の職員又は日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを取り扱わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは適当ではない。</p> <p>ただし、制度の現状に記したとおり、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではない。</p> <p>なお、インターネットを利用した納付は現在ペイジーを利用した電子納税である。このシステムの利用が可能であれば、クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないが、この利用を可能とするためには、金融機関等において、第三者がペイジーを利用するための納付システムを整備する必要がある。</p>	<p>国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能である。加えて平成16年からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。</p> <p>第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。</p> <p>金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図る観点から、手数料等を国が負担することは適当ではない。</p>	<p>以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。</p> <p>ペイジーを利用して自動車重量税の納付を行う具体的な計画はあるのか。具体的な導入スケジュールがあれば教えてほしい。また、その場合市場化テストの対象事業から除外されてしまうのか。</p>	<p>納税者のために第三者納付することについて(クレジットカード会社が現金に納付書を添えて日本銀行又は税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるとの前提) d:現行制度下で対応可能(条件付)</p>	<p>クレジットカード会社が、現金に納付書を添えて日本銀行又は税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の方法で納付が行われるのであれば、特段の措置は不要(システム上の措置が必要なものあり)</p>	<p>ペイジーを利用した自動車重量税の納付については、平成17年12月から自動車関係手続のワンストップサービスシステムの稼働により利用が可能となる。クレジットカード会社が第三者納付することを妨げるものではないことは措置の概要にも記したとおりであるが、ペイジーを利用した第三者納付を可能とするためには、金融機関等を含めたシステム開発が必要である。</p> <p>なお、電子納税が可能となったことで、クレジットカードによる納付が市場化テストの対象事業から除外されることにはならないが、そもそもクレジットカードによる納付を可能とすることは、納付手段の多様化を進めるものであり、市場化テストの対象とすべきものではない。</p>	
zB110013	警察庁、財務 省	道路交通法違反の反則金の支払(納付)代行業務	会計法第7条第1項	<p>公金の取り扱いについては、その性格から、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金(納税)については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。</p>	c	<p>公金の性格上、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金(納税)の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。</p>	<p>以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。</p> <p>一部税金(公金)はコンビニエンスストア等で収納可能で、国民(利用者)のニーズも十分ある。同様にオンラインでのクレジットカード決済のニーズも十分あると考えられる。については、日本銀行法、会計法など法律要件に関して問題があれば、利便性の向上もふまえて法律の修正を検討してもらえないか。</p>	<p>以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。</p>	<p>c</p>	<p>-</p>	<p>個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形でペイジーがクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。</p>	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110012	財務省、国土 交通省	自動車重量税の支払(納付)代行業務	5078	5078B010	1	1	株式会社ゼロ	10	自動車重量税の支払(納付)代行業務	自動車重量税のクレジットカード決済での支払の許可	車検を依頼する場合、車検業者の検査料はクレジットカード決済ができる場合もあるが、自動車重量税は現金払いとなってしまう。自動車重量税もまとめてクレジットカード決済ができれば利用者の利便性が向上する。分割払や一括払い等、支払い方法を選択できることで負担を減らすこともできる。	陸運局のホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払を受け付ける。パソコン・ナンバープレートによる個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータ管理をする。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置が不要である。		
zB110013	警察庁、財務 省	道路交通法違反の反則金の支払(納付)代行業務	5078	5078B019	1	2	株式会社ゼロ	19	道路交通法違反の反則金の支払(納付)代行業務	道路交通法違反反則金のクレジットカードでの支払の許可	反則金は滞納が数多く発生している。クレジットカードでの決済をオンラインで行なうことにより滞納や支払い忘れを防止、更には回収業務の削減に繋がる。また支払者にとっても支払い方法を選択できることで負担が軽減し、収納の確実性が増す。書類保管ではなくデータ処理することにより管理が容易になる。	ホームページ上で自宅のパソコンからクレジット支払情報を入力することにより、24時間支払ができる。反則番号による個人の特定、暗号化通信によるセキュリティを確保してデータを管理する。管轄ではデータシステムへ入金情報を反映させることにより管理が可能。オンライン上の決済のため受付窓口におけるカード読み取り機の設置も不要である。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要 (対応策)	措置の内容	措置の概要 (対応策)
zB110014	文部科学省・ 財務省	国営・県営のスポーツ施設利用料支払 代行業務	会計法第7条第 1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。 クレジットカード決済の導入時期などの見通しがたっているようであれば教えてほしい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であえてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。
zB110015	内閣府、総務省、 財務省、 経済産業省	統計調査事業		法規制については、個々の統計調査において回答できる事項ではない。	c		法人企業集計調査を市場化テストの対象とすることは、以下の理由により不適切と考える。 (1)本調査結果は、税収見積りやOE推計などの基礎資料となっており、高い精度の維持が要請されている。 (2)本調査は120万社の母集団を対象とする標本調査であり、標本数は15,000社、その96,000社(全体の4割)が資本金1億円未満の中小企業となっている。 中小企業の多くは非上場企業で、財務諸表に関して情報開示していないケースが多く、これらの中小企業から秘匿性の高いデータ(売上高、経常利益、設備投資額)について一定の回収率を確保するためには、信頼関係を築いていることが必要である。また、回答内容の審査に当たっては、財務諸表などの専門知識を有していることが必要である。財務局・財務事務所職員はこれら二つの条件を満たしており、統計精度の維持という面から財務局・財務事務所のネットワークを活用することが不可欠である。 加えて、財務局・財務事務所が調査系統になっていることから、企業の合併、倒産等の情報が本調査に迅速に反映されている。 なお、本調査においても民間委託を推進しており、既に予算の約4割を民間委託(調査票の印刷、梱包発送、データ入力等)しているところである。 (3)本調査結果は、それ故政府関係者のみならず、市場関係者からも常に注目されており、マーケットにも影響を与え得る重要な統計である。 このため、たとえ守秘義務を課したとしても、本調査結果を公表前に特定の民間機関が知り得る立場にあること自体不適切と考える。これは、統計公表前の公正な情報管理に対してマーケットや統計ユーザーからの懸念を招く可能性があるためである。 さらに、万一情報が漏れてマーケットに影響が出た場合、市場関係者等に与えた甚大な影響は損害賠償等では取り返しのつかないものとなる。また、情報を利用してマーケット等に影響を与えたとしても、不正の事実を把握することは困難である。 (4)本調査は電子政府の一環としてオンライン化を進めているところであるが、そのためのシステム(FABNET)はセキュリティの観点から今のままで民間利用に供することはできない。なお、もし民間利用に供する場合には、ソフトウェアの改修、民間調査機関と財務省との間の専用線の敷設等追加的なコストが必要となる。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	c	(1)「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計については、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに關して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためどのような手段を講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する」とされており、更に、「政府統計の構造改革に向けて」(平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会)においても、「規制改革・民間開放推進3か年計画を踏まえ、遅くとも平成18年度に結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる形で試験調査を行いつつ、民間委託に当たっての環境整備(民間事業者の選定要件、業務履行状況のモニタリング手法等)についての実証的な検討を行うべきである。」と記述されているところである。このような試験調査の検討結果を待って、結果精度等への影響を実証的に検討することとしたい。 (2)いずれにしても財務省としては、統計の精度及び秘匿性にいかなる影響を与えるか、調査対象者の信頼なくして正確な統計結果が期待できないことから、無用の不安や懸念を生じさせ、統計の信頼性を損なわないか、調査事項の秘匿性や守秘義務の観点から、個別の調査票に記入された事項や公表前の集計結果を利用して、調査受託者が不当な利益を得たり調査客体が不利益を被る可能性はないか、等様々な懸念があることから、法的な整備を含めそれらの懸念を払拭できる措置を講じることが市場化テスト等の対象とするの大前提と考える。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110014	文部科学省・ 財務省	国営・県営のスポーツ施設利用料支払 代行業務	5078	5078B021	1	1	株式会社ゼロ	21	国営・県営のスポーツ施設利用料支払代行 業務	国営・県営スポーツ施設利用料のクレ ジットカードでの支払の許可	東京都で行っているけやきネット等、イ ンターネットを利用した施設予約が多い が、支払手段は口座振替、現金払いしか ない。新たな決済手段としてオンライン によるクレジット決済を導入したい。施 設予約画面上にクレジット決済リンク画 面を設け、決済もネット上で行うことで 当日の突然のキャンセルを防ぐことがで きる。現在、予約者と利用者が異なる問 題が発生しているが、クレジットカード 決済のため本人確認も行なうことが可 能。	予約ホームページ上で申請時に自宅のバ ンコンからクレジット支払情報を入力す ることにより、24時間支払を受け付け る。利用者登録番号・パスワードによる 個人の特定、暗号化通信によるセキュリ ティの確保してデータ管理をする。オン ライン上の決済のため受付窓口における カード読み取り機の設置も不要である。		
zB110015	内閣府、総務 省、財務省、 経済産業省	統計調査事業	5084	5084B001	1	2	民間企業	1	統計調査事業	現在官が行っている指定統計・承認統計 のうち、企業や事業所を被調査先とする 統計調査事業に関する業務。 具体的には、調査実施時期や規模、法規 制の緩和状況などの要件が揃えば、下記 に掲げる調査事業などが市場化テストの 対象になると考えます。 (内閣府所轄の承認統計)企業行動に関 するアンケート調査、法人企業景気予測 調査 (総務省所轄の指定統計)個人企業経済 調査、事業所・企業統計、サービス業基 本調査 (経済産業省の指定統計)商業統計調 査、工業統計調査、特定サービス産業実 態調査、企業活動基本調査、工場立地動 向調査 (中小企業庁所轄の承認統計)企業経営 実態調査、企業金融環境実態調査、下請 中小企業短期動向調査、中小企業経営調 査、商業・サービス業設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー 庁が実施する予定のエネルギー統計など 企業・事業所を被調査先とする統計調 査。	(1) 企業を被調査先とする調査は、調 査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業な どを迅速に反映できておらず、実態との ズレが生じているが、民間などの各種 データを活用して統計データを更新すれ ば実態性を高められます。 (2) 民間の「名寄せ」の技術などを活 用すれば、被調査先企業を効率的に一元 管理でき、各種統計調査を一つのデー タベースように登録・保管、多面的な検索 が可能となり、民間活用を促進させるこ とができる。 (3) 民間が先行するオンライン調査の 技術が導入でき、より迅速な調査報告が 可能となる。	(1) 統計法5条：政府、地方公共団 体の長又は教育委員会は、指定統計調査の ため、人又は法人に対して申告を命ずる ことができる。 国等から委託を受けた事業者も、人又 は法人等に対して申告を命ずることがで きるようにしていただきたい。 (2) 統計法12条：統計調査員を置くこ とができるのは、政府、地方公共団体の 長又は教育委員会に限られている。 委託を受けた事業者も統計調査員を置 くことができるように改正していただき たい。 (3) 統計報告調整法第3条：「統計報 告」の定義は、「行政機関が、直接又は 地方公共団体の機関を通じ、人又は法人 等に対して、報告様式を示して提出を求 める一定の時点又は期間についての報 告」と定義されており、民間事業者が被 調査主体に対して報告を求める際に問題 があるのではないかと。「直接又は地 方公共団体の機関を通じ」を「直接、地 方公共団体又はそれらのものから委託を 受けた機関を通じ」にさせていただき たい。 (4) 「統計調査の民間委託に関するガイ ドライン」(平成17年3月31日各府省統 計主管課長等会議申合せ)：民間委託の 推進対象業務の範囲等の(注)におい て、調査員調査による統計調査の民間委 託を推進対象としないと定義されている ように理解できます。 調査員調査の民間委託推進のガイドラ インを作っていただきたい。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110016	全府省	庁舎内サービスセンター事業	-	提案に挙げられている業務については、制度上、民間事業者の参入を阻害するような特段の規制はない。	d	-	情報管理等を考慮した上で、可能なものから民間委託を推進していることから、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施をする必要はないと考える。	-	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	d	-	情報管理等を考慮した上で、可能なものから民間委託を推進している。したがって、民間委託可能なものについては、市場化テストを実施するまでもなく、実施主体は民間事業者が選定されることとなる。
zB110017	財務省 総務省	徴税業務	国税徴収法47条、94条、128条、141条、142条、151条	滞納国税の徴収に関しては、国税徴収法に、税務署長又は徴収職員が行う旨が規定されており、かつ、税務署長又は徴収職員により適正に執行されている。	(国税の徴収については全国規模で対応不可)	(法律上の手当てを必要とする)	<p>国税の徴収に当たっては、適正な申告や納税を行っていない納税者に対して、税務署長が法律に則り、家屋の捜索や財産の差押え等の強制処分等を通じてその是正を図るといって強い権限が与えられている。これらは、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であり、このような公権力の行使に関する事務を民間企業に委託することは適当ではない。仮に委託できるとしても、このような非常に強い公権力を民間に委託するためには、守秘義務やみだし公務員規定はもとより、設立や強制処分の執行に当たり国税当局との認可が必要となる等極めて強い規制が必要と考えられ、このような委託は民間開放とは言えないと考えられる。</p> <p>国税の徴収を利用を追求する民間企業に委託した場合、民間企業であるが故に、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事案等への徴収を後回しにすることや、納税者個々の実情を考慮せず一律に強制処分を執行すること等を防止することは困難であり、適正かつ公平な徴収が確保されないと考えられる。また、受託企業やその関係法人等の保有債権と国税債権が競合した場合、利益相反が生じる。</p> <p>受託企業が国税の徴収を円滑に行うためには、国税当局が保有する納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供する必要があるが、受託企業に守秘義務を課すことにより、国税当局がこのような情報を民間企業に提供することは、納税者との信頼関係が維持できるのかといった税務執行面への影響等を考慮すると守秘義務上困難と考えられる。また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が賦課・徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示せず、円滑な賦課・徴収が行えないおそれがある。</p> <p>なお、本件要望事項の「要望理由」において、滞納者に対する徴収が税目ごとに行われているかのような記載が見受けられるが、国税の徴収は所得税や消費税等の税目ごとに行うものではなく滞納者ごとに行っているものであり、滞納国税の徴収に関する現状認識に誤りがあるものと思われる。</p>	<p>国税については、平成14年度において徴収決定した税額(徴収決定済額)のうち97.6%が期限内に収納されており、滞納となったものは、2.4%程度である。また、滞納となったものは早期に厳正・的確な滞納整理を進めており、その結果、翌年度(平成15年度末)までに徴収決定済額の99.5%が徴収され、滞納残高もここ5年連続して減少しているところである。なお、残りの0.5%についても厳正な滞納整理を実施しているところである。このように国税の徴収は国税当局の責務において厳正・的確に実施しているところであり、民間開放により徴収業務の効率性の向上が期待できるとは考えられない。</p>	提案の趣旨を踏まえ、再度検討されたい。	(国税の徴収については全国規模で対応不可)	(法律上の手当てを必要とする)	<p>国税の徴収に当たっては、適正な申告や納税を行っていない納税者に対して、税務署長が法律に則り、家屋の捜索や財産の差押え等の強制処分等を通じてその是正を図るといって強い権限が与えられている。これらは、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であり、このような公権力の行使に関する事務を民間企業に委託することは適当ではない。仮に委託できるとしても、このような非常に強い公権力を民間に委託するためには、守秘義務やみだし公務員規定はもとより、設立や強制処分の執行に当たり国税当局との認可が必要となる等極めて強い規制が必要と考えられ、このような委託は民間開放とは言えないと考えられる。</p> <p>国税の徴収を利用を追求する民間企業に委託した場合、民間企業であるが故に、徴収しやすい納税者の徴収を優先し事実関係が複雑で処理に時間を要する事案等への徴収を後回しにすることや、納税者個々の実情を考慮せず一律に強制処分を執行すること等を防止することは困難であり、適正かつ公平な徴収が確保されないと考えられる。また、受託企業やその関係法人等の保有債権と国税債権が競合した場合、利益相反が生じる。</p> <p>受託企業が国税の徴収を円滑に行うためには、国税当局が保有する納税者の取引・財産に関する情報など守秘性の極めて高い個人情報を提供する必要があるが、受託企業に守秘義務を課すことにより、国税当局がこのような情報を民間企業に提供することは、納税者との信頼関係が維持できるのかといった税務執行面への影響等を考慮すると守秘義務上困難と考えられる。また、受託企業が民間企業であるが故に、納税者が賦課・徴収に必要な自らの個人情報を受託企業に開示せず、円滑な賦課・徴収が行えないおそれがある。</p> <p>なお、本件要望事項の「要望理由」において、滞納者に対する徴収が税目ごとに行われているかのような記載が見受けられるが、国税の徴収は所得税や消費税等の税目ごとに行うものではなく滞納者ごとに行っているものであり、滞納国税の徴収に関する現状認識に誤りがあるものと思われる。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110016	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	7	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)
zB110017	財務省 総務省	徴税業務	5093	5093B001	1	2	大阪商工会議所	1	徴税業務	・国税や地方税等の徴税業務を、税目ごとの壁を取り除いて一括受注できるよう制度改正を行った上で、成功報酬方式等による民間開放を実現する。	・社会保険料の徴収ではコンビニ窓口での支払いやクレジットカードによる決済など納付手段を多様化する試みが進められている。 ・今後は徴税業務の分野においても、納税率を高めるべく、民間活力を利用して納税者の利便性を高める手段を講じていくべき。 ・とりわけ滞納税者に対する徴収業務については、一つの徴収先が複数の税目に関わる場合が多く、税目にかかわらず、業務を受注できる民間事業者が大いに強みを発揮できる分野である。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110018	総務省、財務省、 経済産業省	統計業務		法規制については、個々の統計調査において回答できる事項ではない。	c		<p>1. 法人企業統計調査を市場化テストの対象とすることは、以下の理由により不適当と考える。</p> <p>(1) 本調査結果は、税収増やQ&E統計などの基礎資料となっており、高い精度の維持が要請されている。</p> <p>(2) 本調査は年次別調査と四半期別調査があるが、特に年次別調査では標準数は1,000社、その内約15,000社(全体の約5割)が資本金1億円未満の中小企業となっている。</p> <p>中小企業の多くは非上場企業で、財務諸表に関して情報開示していないケースが多く、これらの中小企業から秘密性の高いデータについて一定の回収率を確保するためには、信頼関係を築いていることが必要である。また、調査内容の審査に当たっては、財務諸表などの専門知識を有している必要がある。財務局・財務事務所職員はこれら二つの条件を満たしており、統計精度の維持という面から財務局・財務事務所のネットワークを活用することが不可欠である。</p> <p>加えて、財務局・財務事務所が調査系統になっていることから、企業の合併、倒産等の情報が本調査に迅速に反映されている。なお、本調査においても民間委託を推進しており、既に予算の約1割を民間委託(調査票の印刷、梱包発送、データ入力等)しているところである。</p> <p>(3) 本調査結果は、それと政府関係者のみならず、市場関係者からも常に注目されており、マーケットにも影響を与え得る重要な統計である。このため、たとえ守秘義務を課したいとしても、本調査結果を公表前に特定の民間機関が知り得る立場にあること自体不適当と考える。これは、統計公表前の公正な情報管理に対してマーケットや統計ユーザーからの懸念を招く可能性があるためである。</p> <p>さらに、万一情報が漏れてマーケットに影響が出た場合、市場関係者等に与えた大きな影響は損害賠償等では取り返しのつかないものとなる。また、情報を利用してマーケット等に影響を与えたとしても、不正の事実を把握することは困難である。</p> <p>(4) 本調査は、電子政府の一環としてオンライン化を進めているところであるが、そのためのシステム(FABNET)はセキュリティの観点から今のままで民間利用に供することはできない。なお、民間利用に供する場合には、ソフトウェアの複製、民間調査機関と財務局との専用線の敷設等追加的なコストが必要となる。</p> <p>2. 指摘の法人企業統計調査(財務省)、毎月勤労統計調査(厚生労働省)、労働力調査(総務省)、事業所企業統計調査(総務省)、工業統計調査(経済産業省)は、いずれも国が作成する統計のうち総務大臣官事項などがそれぞれ異なるものとなっている。</p> <p>なお、統計調査の調整官庁である総務省において、統計調査及び対応しているところである。</p>		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	c	<p>(1)「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)において、「国の統計調査事業については、指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計については、その企画を除く調査の実施に関わる業務を民間に包括的に委託することに關して具体的にどのような弊害が生じるか、またそれを防ぐためにどのような手段を講じ得るか、等も踏まえた検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施する」とされており、更に、「政府統計の構造改革に向けて」(平成17年6月10日内閣府経済社会統計整備推進委員会)においても、「規制改革・民間開放推進3か年計画を踏まえ、遅くとも平成18年度に結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる形で試験調査を行う1つつ、民間委託に当たっての環境整備(民間事業者の選定要件、業務履行状況のモニタリング手法等)についての実証的な検討を行うべきである。」と記述されているところである。このような試験調査の検討結果を待って、結果精度等への影響を実証的に検討することとしたい。</p> <p>(2) いずれにしても財務省としては、統計の精度及び継続性にいかなる影響を与えるか、調査対象者の信頼なくして正確な統計結果が期待できないことから、無用の不安や疑念を生じさせ、統計の信頼性を損なわないか、調査事項の秘匿性や守秘義務の観点から、個別の調査票に記入された事項や公表前の集計結果を利用して、調査受託者が不当な利益を得たり調査客体が不利益を被る可能性はないか、等様々な懸念があることから、法的な整備を含めそれらの懸念を払拭できる措置を講じることが市場化テスト等の対象とすることの大前提と考える。</p>	
zB110019	財務省 法務省 厚生労働省	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放		行政需要の多い空港には税関官署を設置して職員を配置するとともに、それ以外の空港においても国際チャーター便が到着する等行政需要が生じた場合には近隣の税関官署から職員を派遣し、適切に対応	d	-	<p>税関業務は、適正かつ公平な関税等の賦課徴収とともに不正薬物等の社会悪物品等の密輸取締り、テロ関連物資の水際阻止や大量破壊兵器の拡散防止等のため、我が国に輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務(ボーダーコントロール)であり、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であることから、国が行うべき業務である。</p> <p>しかしながら、周辺業務のうち民間に開放可能なものについては、既に開放しているところである。</p>		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。	d	-	<p>税関業務は、適正かつ公平な関税等の賦課徴収とともに不正薬物等の社会悪物品等の密輸取締り、テロ関連物資の水際阻止や大量破壊兵器の拡散防止等のため、我が国に輸出入される全ての貨物を国境で管理する一連の業務(ボーダーコントロール)であり、国民の権利義務に直接影響を及ぼす国家固有の公権力の行使であることから、国が行うべき業務である。</p> <p>しかしながら、周辺業務のうち民間に開放可能なものについては、既に開放しているところであり、今後も適切に対応していく。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110018	総務省、財務 省、経済産業 省	統計業務	5093	5093B002	1	2	大阪商工会議所	2	統計業務	・統計業務について、所轄官庁にかかわらず一緒に行った方が効率的なものについてはひとまとめにした上で、市場化テストに付す。	<ul style="list-style-type: none"> ・統計業務には、かなりの専門性が必要。 ・政府においても人事異動等で一定の配慮はしているものの、「視野が広く厚みのある専門スタッフを確保・育成するには至っていない」(内閣府・経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」より)。 ・民間事業者の中には統計のみを行っている業者も多く、専門的知識を擁する人材を十分に確保している。 			
zB110019	財務省 法務省 厚生労働省	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	5093	5093B007	1	2	大阪商工会議所	7	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	・C I Qのうち、民間開放可能な部分を切り出し、一定の人員で業務の繁閑に柔軟に対応できる民間の強みを導入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国のグローバル化が進むなか、国境を越えた人的移動が年々活発になっている。 ・しかしながら、わが国の空港では、ピーク時に国際ゲートが混みあうなどC I Qの体制がそれに追いついていない面がある。また、近年、日本においてもビジネスジェット(企業等がチャーターする小型機のこと。)の利用がビジネス需要を中心に高まっているが、欧米諸国では専用ターミナルを設けて、そこでC I Qの審査をするのが一般的。 ・C I Qは、日本の空港の国際競争力を強化するため、より一層の体制強化が望まれる。 			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110020	警察庁、財務省	交通違反反則金のクレジットカード決済の導入	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であえてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。
zB110021	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であえてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110020	警察庁、財務省	交通違反反則金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B004	1	2	株式会社オーエムシーカード	4	交通違反反則金のクレジットカード決済の導入	交通の比較的軽微な違反に対して課せられる「反則金」の徴収において、クレジットカード決済を活用することの提案 悪質な違反に課せられる「罰金」は刑事処分を伴うものがあるため、除外する。	消費者の急な出費に対して利便性を提供するとともに、「反則金」の徴収率改善、徴収コストの削減につながる		道路交通法	
zB110021	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、防衛庁	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	5103	5103B007	1	3	株式会社オーエムシーカード	7	国公立の病院、介護施設の料金のクレジットカード決済の導入	国公立の病院、介護料金の一時的高額負担を緩和し、消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の導入	一時的高額負担に対する消費者の不安、不便を解消するために、クレジットカード決済の活用したい			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110022	財務省	相続税の分割支払	国税通則法第34条 国税通則法第41条 相続税法	<p>国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされているほか、同条により電子納税の利用が可能となっている。</p> <p>なお、国税通則法第41条(第三者の納付及びその代位)は、国税を納付すべき者(納税者)のために第三者が納付できることを定めており、当該第三者が納税者の国税を納付した場合、その効果はすべて納税者に帰属する。</p> <p>国税通則法第34条及び第41条に従って信販会社が、国税の納付を行うことを妨げるものではない。</p> <p>相続税の納付についても国税通則法の納付の規定が適用される。</p>	納税者のために第三者納付することについては官が規制しているわけではないため、e:事実確認	<p>信販会社が、金銭に納付書を添えて日本銀行又は国税の収納を行う税務署の職員に納付するか又は電子納税と同等の確実な方法で納付が行われるのであれば、特段の法令等措置は不要(システム上の措置が必要な場合あり)</p>	<p>制度の現状に記したとおり、信販会社が納税者との金銭消費貸借等に基づき、第三者納付することを妨げるものではない。</p> <p>なお、金銭消費貸借等に基づき納税者との間の債権を回収することにはなんら問題はない。</p>	<p>国税に関しては、全国42,000箇所の金融機関での納付が可能である。加えて平成16年からは全国で電子納税が可能となり、パソコン、携帯電話、ATMで納付ができるよう措置したところである。</p> <p>第三者納付であっても期限までに国庫に納付されることが必要である。</p> <p>金銭で期限内に納付した納税者との均衡を図る観点から、手数料等を国が負担することは適当ではない。</p>				
zB110023	財務省 総務省	債権の資金化(流動化)					<p>要望内容の詳細が定かではなく、検討すべき事項が不明確であることから、要望内容をより具体的にお示し願いたい。</p>					

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110022	財務省	相続税の分割支払	5109	5109B003	1	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	3	相続税の分割支払		信販会社等が一括して税金を納め、信販会社は納税者から分割して償還を受ける/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性	相続税法	
zB110023	財務省 総務省	債権の資金化(流動化)	5109	5109B008	1	2	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	8	債権の資金化(流動化)		一般事業者の国又は地方公共団体に対する債権を担保として資金借入を行う手段の提供	資金提供手段		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110024	財務省 総務省	資金決済手段の多様化ならびに回収					要望内容の詳細が定かではなく、検討すべき事項が不明確であることから、要望内容をより具体的にお示し願いたい。					
zB110025	厚生労働省、 総務省、財務 省	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であってクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110024	財務省 総務省	資金決済手段の多様化ならびに回収	5109	5109B009	1	2	株式会社オリエンコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	9	資金決済手段の多様化ならびに回収		国又は地方公共団体に対するあらゆる債権及び債務の代金決済手段の提供及びその回収	合理化・及び効率化		
zB110025	厚生労働省、 総務省、財務 省	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済	5109	5109B012	1	2	株式会社オリエンコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	12	国立病院の医療費の分割支払ならびにカード決済		信販会社等が一括して医療費を納め、信販会社は患者等から分割して償還を受ける。/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	集金事務の合理化、支払の利便性	地方独立行政法人法	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110026	警察庁、法務省、財務省	交通違反に係る反則金及び罰金のカード決済	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であえてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。
zB110027	総務省、財務省	公金収納(使用料・手数料・税金等)の収納代行業務	会計法第7条第1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であえてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110026	警察庁、法務 省、財務省	交通違反に係る反則金及び罰金の カード決済	5109	5109B013	1	3	株式会社オリエントコーポ レーション・オリファサービ ス債権回収株式会社	13	交通違反に係る反則金及び罰金のカード決 済		反則金及び罰金のカード決済(分割を含 む)、コンビニ収納/また延滞した顧客 に対する督促・集金業務。	支払方法の多様化、未納の減少	道路交通法	
zB110027	総務省、財務 省	公金収納(使用料・手数料・税金等)の 収納代行業務	5119	5119B001	1	1	民間企業	1	公金収納(使用料・手数料・税金等)の収納 代行業務	当社会員1,310万名(2005年5月20日現 在)のクレジットカードを活用した収 納。	現行、公金収納のチャネルは金融機関・ 郵便局・税務署の窓口支払いや口座振替 での支払いとなっています。今後、マル チペイメントネットワークを利用したイ ンターネットバンキング、モバイル決済 などのチャネルを活用した支払いが拡大 すると思われます。 また、前項並びにコンビニでの公金収納 代行(地方税・自動車税)が拡大する中 でクレジットカードでの収納のご要望が 高まりつつあります。収納率の向上と事 務コストの軽減が可能と思われます。	収納代行が実現した場合、次の効果があ ると考えます。クレジットカードの口座 より引き落としを行い、引き落としが 出来ない場合、当社小会社のサービス にて回収代行させていただくことにより収 納率の向上が図れます。	国税の電子納税を実現するためには、 マルチペイメントネットワークとの接続 が望ましい。 特許、実用新案商標、意匠等の申請手 数料は現行の印紙予納制度の代わりに現 金を予納する保管システムの構築が必 要。 地方公共料金の第 三者納付に関する法令が無いため、地方 自治体によって第三者納付の見解が異 なっております。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB110028	警察庁、法務 省、財務省	罰金・科料の収納代行業務	会計法第7条第 1項	公金の取り扱いについては、その性格から、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるものである。国のサービスへの支払のうち、使用料・手数料などの歳入金の収納については、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法(昭和22年法律第35号)及び日本銀行法(平成9年法律第89号)に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店、歳入代理店を含む。)にこれを行わせることにより、その責任と公正の確保を図っているところである。	c	-	公金の性格上、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるため、国の職員である出納官吏及び出納員、会計法及び日本銀行法に基づき国庫金の出納を取り扱う日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)にこれを行わせることが適切であり、その責任と公正の確保、収納の確実性について現行制度と比較し、同等のものが確保されない限り、これらの者以外の者に取り扱わせることは、適切ではない。また、歳入金の国庫収納という法律要件とこれに伴う法律効果の発現との関係等について、個々の法令を所管する各府省において、十分検討する必要がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。	c	-	個々の手数料・負担金等の制度は各府省の所管法令に依拠しており、こうした利用者負担のあり方やカード決済時と現金収納時とのタイムラグによる法的問題点、決済不能や偽造カードのリスク等の諸問題について、まずは各府省が検討され、仮にこれが整理されるものであれば当省としても改めて検討することとしたい。一方、クレジットカード利用においては、通常加盟店が手数料を支払う必要があり、この手数料が国庫負担となることは公平性の観点から認められない。また、仮にその他種々の法令上の問題点を立法的に解決できたとしても、この手数料を上乗せさせる形であえてクレジットカード利用を行うニーズが国民の間に存するののかという疑問もある。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要望
zB110028	警察庁、法務 省、財務省	罰金・料料の収納代行業務	5119	5119B003	1	3	民間企業	3	罰金・料料の収納代行業務	当社会員1,310万名(2005年5月20日現在)のクレジットカードによる収納。	現在、罰金・料料は後日郵便振込にて収納の為、お客様からクレジット支払のご要望がございます。その場で収納可能なカードによる収納率の向上と利便性向上並びに職員の付加軽減を図ります。	クレジット収納が実現した場合、次の効果があると考えます。 収納率が向上し、滞納者へ督促する事務コストが軽減されます。 収納者の利便性が向上します。 将来的に収納の入金チャネル(ATM・コンビニ・スーパー)を拡大する上で、カード支払いのニーズも更に高まるものと思われまます。 適正なクレジット料率の設定が課題です。	道路交通法施工令52条(反則金の納付及び仮納付)2項の「法第128条第1項の規定による反則金の納付は、前項の納付書により、日本銀行(国の歳入金の入入れを取り扱う代理店を含む。)に対して行わなければならない。」に対し規制緩和が必要である。	